

3. 2 「適法性（相当性、妥当性）」と「妥当性」

（1）〇〇性監査の語句の定義と、監査にて意味するもの：

適法性監査に相対する妥当性監査について考える前に、「〇〇性」（妥当性、相当性、適正性）監査と云われる語句の定義が良く分からないため、夫々の語句が持つ意味と、夫々が「監査役監査基準」等の基準類にてどのように規定されているかを調べてみました。

<相当性とは>

「相当」には、「価値や働きなどが、その物事とほぼ等しいこと。それに対応すること」という意味のほか、「程度が、そのものごとにふさわしいこと」という意味や、「かなりの程度であること」という意味がある。いずれの意味も「ものごとの程度」に関する状態を示している。

法律の中で使われる「相当」も、通常使用する「相当」という言葉の意味と異なるわけではない。法律の中で、きっぱりと言い切ることのできない「程度」を表現するときに、「相当」という言葉が使われている。

- 【文例】①特段の事情のない限り、Aは、Bに対して、不法行為責任を負わないものと解するのが、相当である
②検査に係る、工場ごとに三日として、旅費相当額を支給する
③防衛手段として、相当性を有することを意味

①では、「ふさわしい」の意味と解釈するのが妥当。②に関しては、「同等の程度」の意味と解釈できる。③は、「ふさわしい程度」の意味と解釈できる。

監査役関連基準で相当性（相当）が使用されている箇所は、主として会計監査に係る項であり、会社計算規則や監査役協会の実務指針では以下のような規則、指針がある。

「会計監査人設置会社にあつては、会計監査人が第一次的に会計監査を行い、計算関係書類の適正性について監査意見を表明する。一方、監査役の会計監査は、自らの監査結果に基づいて会計監査人監査の方法及び結果の相当性を判断することである（計算規則127条2号）。」

「会計監査人が会社外部の職業的専門家の立場で監査することに対して、監査役は会社実態を熟知した企業人の視点から、会計監査人の監査の相当性を判断するとともに、会計内部の監査人の独立性をはじめとする監査環境に留意することを通して会計監査の信頼性の確保に努めなければならない。そのことによって、計算関係書類の適正な開示に寄与することが監査役の会計監査の責務である。（「会計監査人との連携に関する実務指針」 監査役協会 平成26年4月10日改正）」

<適正性とは>

「適正」とは、「適当で正しいこと。また、そのさま。」を意味する。

「適当」とは、「ある条件、目的などにうまく当てはまること」を意味する。

「適切」とは、「状況、目的などにぴったりと当てはまること」を指す。

適当の方が適切よりも、範囲が広く、ある程度の幅がある。適正という言葉の中には、適当や適切といった意味も含まれるが、更に「正しい」といった意味も含まれている。

適正という言葉を使うときには、「適正基準に合格した商品を作ることを指導される」というように、何らかの基準や目安が存在する。適正は、「物事や目的に当てはまる」という意味に加えて、そこに基準やルール、場合によっては法による規定なども入ってくる。

監査役関連基準で適正性（適正）が多く使用されている箇所は、内部統制システム、会計監査、並びに財務統制内部報告の監査に関連する箇所。

<妥当性とは>

「妥当」とは、いろんな状況における判断や対応などが適している事という意味がある。物事の実際の状態や事情などによく当てはまったり、見解や処理の方法が無茶なく適切である場合に使われる言葉。

監査役監査基準で妥当性が表記されている箇所は、第7章 会計監査 第35条（会計監査人の報酬等の同意手続き）の箇所のみ。

具体的には、「・・・（前段省略）、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に確認する。」

また、「内部統制システムに係る監査の実施基準」の財務統制内部報告監査においては、「妥当性」の言葉の多用されている。

例えば、同実施基準第14条2の三において、引当金計上、税効果会計、減損会計等の妥当性を監査し、並びにその会計処理が適正かどうかを監査するとの言及。これらは、主に、適正性との対で使われていると理解される。

（注）上記で記載した語句の定義に関する内容は、ネットからの抜粋引用を含む。

参考資料

<監査機関の観点からの3制度の比較>（会計監査を主点とした一部の比較）

監査機関	監査役会設置会社	監査等委員会設置会社	指名委員会等設置会社
監査範囲	適法性監査	適法性+妥当性監査	
独任制	あり	なし	
監査方法	棚卸立会などの直接的な手法に加え内部監査部門との連携による間接的な手法を併用。	内部統制システムに依拠した間接的な手法。	

注）公認会計 岩崎淳氏の日本監査役協会 会計講座レジュメからの抜粋

(2) 基準等における「適法性（相当性、適正性）」と「妥当性」の表記：

日本監査役協会の「監査役監査基準」、並びに「内部統制システムに係る監査の実施基準」を例に取り、その本文において、適法性、相当性、適正、妥当性の語句（並びにそれに類するもの）が使用されている条文箇所を抜粋してみました。

(2)-1 日本監査役協会 監査役監査基準

<適法性の表記がある箇所>

監査役監査基準において適法性の表記は無し。

<妥当性の表記がある箇所>

第7章 会計監査

（会計監査人の報酬等の同意手続き）

第35条

1. 監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する場合には、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、また非監査業務の委託状況及びその報酬の妥当性を確認のうえ、会計監査人の報酬の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、契約毎に確認する。

<相当性（及び、相当）の表記がある箇所>

第6章 業務監査

（内部統制システムに係る監査）

第24条

7. 監査役は、内部統制システムに係る取締役会決議の内容が相当でないと認めたとき、内部統制システムに関する事業報告の記載内容が著しく不適切と認めたとき、及び内部統制システムの構築・運用の状況において取締役の善管注意義務に違反する重大な事実があると認めたときには、その旨を監査報告に記載しなければならない。その他、株主に対する説明責任を果たす観点から適切と考えられる事項があれば監査報告に記載する。

第7章 会計監査

（会計監査）

第30条

1. 監査役及び監査役会は、事業年度を通じて取締役の職務の執行を監視し検証することにより、当該事業年度に係る計算関係書類（計算書類及びその付属明細書並びに連結計算書類等の会社計算規則第2条第3項第3号に規定するものをいう。以下本基準において同じ。）が会社の財産及び損益の状況を適正に表示しているかどうかに関する会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成しなければならない。

(会計方針の監査)

第32条

2. 会社が会計方針を変更する場合には、監査役及び監査役会は、あらかじめ変更の理由及びその影響について報告するよう取締役に求め、その変更の可否についての会計監査人の意見を徴し、その相当性について判断しなければならない。

(計算書類の監査)

第33条

2. 監査役は、各事業年度における計算関係書類につき、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する資料を受領する。監査役は、会計監査人に対し会計監査上の重要事項について説明を求め、会計監査報告の調査を行う。当該調査の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役は、自ら監査を行い、相当でないと認めた旨及び理由を監査役監査報告に記載しなければならない。
3. 監査役会は、各監査役の監査役監査報告に基づき、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について審議を行い、監査役会としての監査意見を形成しなければならない。当該審議の結果、会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、監査役会は、相当でないと認めた旨及び理由を監査役会監査報告に記載しなければならない。

II 改定の要旨 平成27年7月23日改定

- 3.(4) 「連携」の擁護について、これまで本基準では、「連系」を用いていたところがある。これは、監査役職務は、会計監査人あるいは内部監査部門が行っている監査が妥当であるか、相当であるかを、独立した立場で監査するという職務であることから、会計監査人や内部監査部門等と一緒に手を携えて監査するのではなく、これらと係り合って監査するといった趣旨を踏まえたものである。従来の「連系」については、このように熟慮のうえで用いられたものであり、その趣旨は尊重すべきものであるが、その一方で、例えば日本公認会計士協会との「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」では監査役監査基準において「連系」が使用されている箇所も「連携」が使用されている等、混乱を招いている面がある。統一しても前後の脈絡から擁護の意味するところは十分に理解できることから、使い分けることの実益と混乱を考え、今回「連携」の用語に統一することとした。

<適正性（及び、適正）の表記がある箇所>

第2章 監査役職務と心構え

(監査役心構え)

第3条

3. 監査役は、適正な監査視点の形成のため、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、監査役に求められる役割と責務を十分に理解する機会を得るよう努めるほか、経営全般の検知から経営課題についての認識を深め、経営状況の推移と企業をめぐる環境の変化を把握し、能動的・積極的に意見を表明するよう努める。
5. 監査役は、監査意見を形成するに当たり、よく事実を確かめ、必要があると認めたときは、弁護士等外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正化に努める。

第3章 監査役及び監査役会 (監査費用)

第12条

5. 監査費用の支出に当たっては、監査役は、その効率性及び適正性に留意するものとする。

第4章 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応 (コーポレートガバナンス・コードを踏まえた対応)

第13条

3. 監査役が指名・報酬などに係る任意の諮問委員会等に参加する場合には、会社に対して負っている善管注意義務を前提に、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適正に判断を行う。

第6章 業務監査 (内部統制システムに係る監査)

第24条

1. 五 次に掲げる体制その他の会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
 - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

第7章 会計監査 (会計監査)

第30条

1. (上記の相当性の項参照。)
2. 監査役は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視し検証しなければならない。

第8章 監査の方法等 (会計監査人との連携)

第47条

5. 監査役は、会計監査人から取締役の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実(財務計算に関する書類の適正性の確保に影響を及ぼすおそれがある事実を含む。)がある旨の報告を受けた場合には、監査役会において審議のうえ、必要な調査を行い、取締役会に対する報告又は取締役に対する助言若しくは勧告など、必要な措置を講じなければならない。

監査役監査基準の改定について

Ⅱ 改定の要旨 平成19年1月12日改定

4. 会計監査人の報酬等に対する同意権が監査役に付与され、また、会計監査人は監査役に対し「会計監査人の職務の執行に関する事項」を通知することが義務付けられたことなどを踏まえ、会計監査の適正性及び信頼性確保のために監査役が果たすべき職責について必要な規定化を図った。
5. 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」が事業報告の内容となっているときは当該事項についての意見が監査報告の内容とされたことなどに対応し、当該基本方針等に関して別章を立て、買収防衛策の適正性確保のために監査役が果たすべき職責について必要な規定化を図った。

Ⅱ 改定の要旨 平成23年3月10日改定

4. (1) 企業不祥事が発生した場合、損害の拡大防止や会社信用の維持の観点から、取締役が善管注意義務に則って適正かつ抜本的に対応しているかについて、監査を行う旨を規定した(第1項)
4. (3) 非業務執行役員である監査役は、当該企業不祥事と明白な利害関係があると認められる場合を除き、愛三者委員会の委員に就任し、会社に対する善管注意義務を前提にその職務を適正に遂行することが望ましい。(以下、省略)
5. 上場会社における適正開示の重要性が高まっている中、有価証券報告書を含む企業の情報開示の適正性に関する監査役監査に就いて規定を置いた。(当時第41条、最終改定版第44条)

Ⅱ 改定の要旨 平成27年7月23日改定

3. (1) 会社法及び会社法施行規則等の改正を踏まえ、会計監査人の選解任等議案の内容の決定について規定した(第34条)。また、監査の実効性を確保するための体制に関する事項をはじめとする業務の適正を確保するための体制に関する事項を追加した(第17条～第20条、第24条)。

(2)-2 日本監査役協会 内部統制システムに係る監査の実施基準

妥当性（及び、妥当）、相当性（及び、相当）、適正性（及び、適正）の表記がある箇所

第2章 内部統制システム監査の基本方針及び方法等

(内部統制システム監査の対象)

第3条 監査役は、取締役の職務の執行に関する監査の一環として、内部統制システムに係る以下の事項について監査を行う。

- 一 内部統制決議の内容が相当でないと認める事由の有無
(内部統制システムに関する事業報告記載事項の有無)

第4章 財務統制内部報告の監査

(財務統制内部報告の監査)

第14条

2. 三 財務担当取締役等が、財務報告の信頼性確保のために、以下の重要な事項について適切に判断・対応できる体制を構築・運用しているか（ただし、以下は例示あり、会社の事業内容、規模その他会社の特性に照らして過不足ない重要な点に絞るものとする。）
- イ 会計処理の適正性と妥当性（売上・売掛金の計上時期と実在性、棚卸資産の実在性、各種引当金計上の妥当性、税効果会計の妥当性、減損会計の妥当性、その他重要な会計処理の適正性と妥当性）
 - ロ 重要な会計方針の変更の妥当性
 - ハ 会計基準や制度の改正等への対応
 - ニ 資本取引、損益取引における重要な契約の妥当性
 - ホ 重要な資産の取得・処分等の妥当性
 - ヘ 資金運用の妥当性（デリバティブ取引を含む。）
 - ト 連結の範囲及び持ち分法適用会社の範囲の妥当性
 - チ 連結決算に重要な影響を及ぼす子会社及び関連会社に関する、上記の各事項の適正な会計処理
 - リ 後発事象の把握と重要性判定の妥当性
3. 一 会社の財務統制報告内部統制の評価に関する以下の事項（ただし、以下に掲げる事項はあくまで例示であり、云々、以下省略）について、税務担当取締役等及び内部統制部門から報告を受ける。必要があれば
- イ 財務報告内部統制の構築・運用及び評価のための基本計画と体制の状況
 - ロ 財務報告リスク及び情報開示リスクの特定の妥当性（以下、省略）
 - ハ 評価範囲の妥当性（重要な事業と拠点の特定を含む。）
 - ニ 重要な業務プロセスの特定と選定の妥当性
 - ホ チェックリスト等を利用した全社レベルの内部統制の構築・運用の評価状況
 - ヘ 重要な業務プロセスの構築・運用の評価状況
 - ト 連結グループの決算及び財務報告プロセスの構築・運用の評価状況
 - チ IT全般統制及び業務処理統制の構築・運用の評価状況
 - リ 不備の検出、改善及び是正のプロセスの妥当性
 - ヌ 内部統制報告の作成プロセスと内容の妥当性
 - ル 過剰な文書化及び証跡化の有無、重複したコントロールの有無、その他会社の事業内容、規模その他の会社の特性に照らして過剰な対応の有無
4. （前段省略）
- また、会計監査人に対して必要な情報を提供し、会計監査上の取扱いにつき意見交換を行う。会計監査人が当該情報の内容を十分考慮せず適正な会計監査を行っていないと認める場合には、監査役は、会計監査人の監査の方法又は結果の相当性について監査報告に記載すべき事項を検討する。